

第5章 計画の推進体制

この計画で示した方策を着実に推進するためには、常に進捗状況を検証・評価するなど、様々な取り組みを具現化していくための体制づくりが必要です。

また、図書館法第7条の3の規定に基づき、指標の達成状況や各事業の実績を基に自ら点検・評価を行うとともに、図書館協議会による第三者評価を行い、計画の推進に関する意見や提言等を聴取して、次年度以降の事業活動に反映させていくことが必要です。

さらに、図書館法第7条の4の規定に基づき、点検・評価の結果を広く市民に公開し、図書館の運営状況に関する情報を積極的に提供していく必要があります。

1 推進体制

この計画を策定するために中央図書館内に設置したプロジェクトチームを、計画の推進組織として継続し、定期的に会議を開催して、計画の進捗状況の検証・評価を行うとともに、事業の遂行上の課題やその解決策等を協議し課題解決を図りながら、事業の計画的・効果的な推進に努めます。

また、各公民館・コミュニティセンターに対しては、既存組織の「図書担当者会議」を活用し、計画の進捗状況や評価に関する情報の提供及び意見の聴取等を行い、計画推進への参画を図ります。

2 進行管理

(1) 内部評価の実施

設定した指標（数値目標）の達成状況や個々の計画事業における活動実績を取りまとめ、各年度のサービス内容について内部評価を行います。

内部評価の結果は、各公民館・コミュニティセンターに周知し、情報の共有化を図ります。

さらに、計画の検証・評価結果などについては、市ウェブサイト等を通じて広く市民に公表し、図書館の運営状況に関する透明性の確保に努めます。

(2) 中央図書館協議会による第三者評価の実施

指標（数値目標）の達成状況や計画事業の実績等を中央図書館協議会に報告し、計画の進捗状況や計画を推進するための具体的な方法に関する意見・提言等を聴取し、その後の事業活動に反映していきます。

(3) 事業活動の見直し（PDCAサイクル）

PDCAサイクル<Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Act（改善）>を踏まえ、内部評価や中央図書館協議会の意見等に基づいて、継続的な施策・事業の改善を図ります。

改善が必要な事業については、可能なものは速やかに実施していくとともに、早急な実施が難しいものについては、計画的な実施方法等について検討を行い具現化に努めるとともに、次期計画に反映させていきます。

【PDCAサイクル】

